

第2回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会

日時 平成26年3月10日(月)
午後6時30分～8時30分

場所 広島市役所9階第1会議室

次 第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 養成講座受講者の位置づけについて
 - (2) 市民後見人養成プロセスについて
 - (3) 市民後見人の養成に向けた当面の取組の方向性(案)について
- 3 閉会

配付資料

- 資料1 第1回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会における意見
資料2 第1回懇談会の意見を踏まえた第2回懇談会の検討項目の整理
資料3 市民後見人の養成に向けた当面の取組の方向性(案)
- 参考資料1 広島市社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業(かけはし)
参考資料2 広島市社会福祉協議会による法人後見(こうけん)
参考資料3 広島市社会福祉協議会による生活支援員への研修
参考資料4-1 大阪市における市民後見人の養成と支援
参考資料4-2 北九州市における市民後見人の養成と支援
参考資料4-3 福山市における市民後見人の養成と支援
参考資料5 市民後見人養成のための基本カリキュラム(厚生労働省提示)

第1回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会における意見

(※意見の内容は、懇談会における発言を高齢福祉課の責任においてまとめたもの。)

第1回懇談会の検討内容 (第1回懇談会 資料8)	懇談会における意見
1 市民後見人の必要性・意義 <u>(1) なぜ、市民後見人が必要なのか。</u> ○ 2025年までに、団塊の世代(1947～1949年生まれ)が後期高齢者(75歳)となり、被後見人となる人が大幅に増加する見込み。 ○ 親族後見の減少と、専門職が後見等を行うことにも限界があること。	☆ 被後見人が増加していくことへの補完的対応なのか、個人の権利擁護を推進していくための積極的対応なのかを、明確にする必要がある。補完という考えではなく、市民が後見業務を担う意義を考えるべきである。 ☆ 市民後見人は、身近に寄り添って後見活動ができる。
<u>(2) 市民後見人の育成に向けた取組を行うことの意義は何か。</u> ○ 成年後見の担い手を増やすこと。 ○ 身近に被後見人等を支える者を増やすことにより、 ・被後見人に寄り添った親身な支援 ・地域に根差したきめ細かい支援 ・時間に融通がきくため、臨機応変な対応が期待できる。 ○ 認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者に対する理解を深めることになり、市民の共助の精神の醸成、市民の社会貢献意識の高揚、市民主体の福祉活動の推進を期待できる。 ○ 他に考えられる意義はあるか。	☆ 市民後見人を選任する仕組みを作り、市民が、踏み込んだ権利擁護に関わって活躍することが重なっていけば、本人主体という社会福祉の理念を活かした社会が形成されていくので、被後見人・市民双方にとって、市民による後見活動は、大きな意義がある。 ☆ 将来、果たしていく役割への期待があるから市民後見人を養成するということを明示した上で検討を進めるべきである。 ☆ 成年後見制度に関する啓発広報ができる。 ☆ 市の責任で進める前提ならば、市民後見人養成を進めることは意義がある。

第1回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会における意見

(※意見の内容は、懇談会における発言を高齢福祉課の責任においてまとめたもの。)

2 市民後見人を必要とする人について (1) 市民後見人を必要とする人はどういう人か。 ○ 市民後見人が必要となるのは、以下に該当する人が考えられる。他に考えられる人はいるか。 【支える人の問題として】 ・身寄りがない 又は ・身寄りがあったとしても疎遠又は後見を行う意思若しくは能力がない 【支えてもらう理由として】 ・(<支える人の問題>があるとの前提のもとに) ・専門職に委ねるための費用を支払うことが困難 ・専門職に委ねるほどの複雑な支援を要しない	☆ 困難事案、例えば家族間が金銭関係で揉めている場合は、市民が後見業務を担うのは厳しい。
3 市民後見人の役割を担う人について (1) 市民後見人の担い手として期待される人は誰か。 ○ 次の人を想定しているが、他に考えられる人はいるか。 また、特に担い手として期待される人は誰か。 【市民後見人となることに関心を持つと考えられる人】 ・認知症サポーター (約3万人) ・認知症アドバイザー (約350人) ・福祉サービス利用援助事業 (かけはし) 支援員 (市社協) ・地区ボランティアバンク登録者 (地区社協) ・民生委員・児童委員 (1,964人 (定数)) ・親族を介護している家族 ・親族の成年後見等を行ったことがある人 【後見等を行うための時間があると考えられる人】 ・退職した団塊世代 ・育児が終わった女性	☆ 市民後見の担い手は、市民に広く呼びかけるが原則である。 ☆ 市民後見人の特長は、専門職ではない立場で、人間的な関わり・支援ができることであり、対人援助の技術と、他者の自己決定を支えながら接する素地がある人が期待される。 ☆ かけはしの支援員や民生委員児童委員は、日頃から、実際に人間的な関わり・支援をしていので、市民に広く呼びかけることと並行して強く呼びかけてもいい。

第1回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会における意見

(※意見の内容は、懇談会における発言を高齢福祉課の責任においてまとめたもの。)

(2) 市民後見人に必要な資質・能力は何か。

それは、どのようにすれば身に付けることが可能か。

【必要な資質・能力】

○ 次の資質・能力を必要と考えているが、他に考えられる必要な資質・能力はあるか。

- ・ 市民後見人の役割の認識
- ・ 市民後見人としての倫理
- ・ 成年後見制度に関する知識
(制度概要、市の利用支援事業など)
- ・ 成年後見等の実務に関する知識
(後見等開始申立手続、契約実務など)
- ・ 支援対象者の障害(認知症・知的障害・精神障害)への理解
- ・ 地域福祉の知識

【習得方法】

○ 必要な資質や能力は、講座の受講のみで可能か。
それとも実務経験が必要か。

☆ 対人援助の技術と、他者の自己決定を支えながら接する素地が必要である。

☆ 誰かに何かをしてあげたくてしょうがない人ではない。

☆ 後見人の役割について研修で整理する必要がある。

☆ 実務経験は、研修で深く求めなくてもいい。

☆ 募集時の作文(動機や決意等を記したもの)、基礎研修終了後の面談、実務研修終了後の面談により、あらゆる機会を捉えて、しっかり選別することが必要である。

(3) 市民後見人として必要な資質・能力を身に付けた人がいた場合に、裁判所から成年後見人等として選任されるためには、どのような要件を満たす必要があるか。

○ 市から候補者を推薦するだけで十分か。その他、市が行うことが望ましいことはあるか。

☆ 養成後、市民が後見人に就任した際の具体的なフォローが必要である。

○ 日常的なバックアップ(相談体制)

○ 市民後見人同士で相談できる場づくり

○ 最初から市民一人で後見業務を担う形にならない方法

・ 専門職のスーパーバイザーと市民と一緒に後見活動を行い、オン・ザ・ジョブ・トレーニングしながら市民に委ねる

・ 専門職と市民による複数後見 など

☆ 家庭裁判所を含めて協議し、その理解が得られる条件づくり

○ 事故が発生しない仕組み作り

(専門職によるバックアップ、客観性の高いチェック体制 など)

○ 万一事故が発生した際のフォロー体制作り

☆ 本人の状況が分かって申立てにつながった事案(生活保護受給者やかけはし事業利用者など)は、市が責任を持って、市民後見人が担える案件か判断できる。

第1回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会における意見

(※意見の内容は、懇談会における発言を高齢福祉課の責任においてまとめたもの。)

4 市民後見人の育成・活用に向けた対応について (1) 市が行う市民後見人の育成は、直ちに裁判所からの選任につながるのか。 <u>つながらない場合、市が市民後見人の育成を行うにあたって、当面目指すべき目標は何か。</u> ○ 現在、広島家庭裁判所からの選任実績がない。広島市が、3(3)を行うことで、家庭裁判所は直ちに選任することになるのか。 ○ 当面目指すべき目標として、次のものを考えているが、他に考えられる目標はあるか。 ・親族後見の担い手の増加 ・法人後見に携わる人の増加	☆ 市民後見人に対する専門職のバックアップ体制の構築が必要であり、時間がかかる。 ☆ 本来、被後見人となるべき人が成年後見制度を適切に利用できるようにする必要がある。 ☆ 広範に候補者を出すことを目標としたうえで、対象を絞るという二段構えで進めていくほうがいい。
(2) 上の目標を念頭に置いた上で、市民後見人を育成するためには、どのような研修が必要か。	☆ 市社会福祉協議会は、かけはしを前提とした法人後見を行っている。 かけはしの事業で、生活支援員（地区社会福祉協議会会長や各種団体からの推薦に基づき選任）が、支援が必要な人と直接関わりを持っており、実情に則した支援が体制的にできているので、それを発展させるべく、生活支援員を市民後見人の第一候補者とする。（既に生活支援員に、後見に関する研修を行っている） ☆ 市民活動を育成・活性化し地域福祉を推進することが市社会福祉協議会の使命である。無報酬でもいいから社会貢献をしようという市民を活用した後見体制づくりを考える中で、バックアップの方法や、市民後見人を活用する仕組み作り、市社会福祉協議会が担うべき役割は大きい。 ☆ 市は財政的な援助をするだけでなく、市と社会福祉協議会が両輪となり、そこに三士会も協力していく体制を作ることが大切である。

第 1 回懇談会の意見を踏まえた第 2 回懇談会の検討項目の整理

1. 市民後見人養成講座の位置づけについて

- 市民後見人養成講座の対象者は、市民全てとすべきである。
- 市民後見人の特長は、専門職ではない立場で、人間的な関わり・支援ができることであり、そういった役割を強調して市民後見人を養成するべきである。
- なお、市民後見人養成講座の実施は、本人を主体に考えるという社会福祉の理念の実現や成年後見制度に関する啓発広報としての効果も有する。

2. 市民後見人養成プロセスについて

- 市民後見人の候補者は広範に出すことを目標とすべきである。その上で、実際に後見人業務を携わる者は絞るという二段構えで進めていくことが望ましい。
後見人業務に携わる者の絞り込みに関しては、面談等あらゆる機会を捉えて検討する必要がある。
- 研修では、後見人の役割を整理する必要がある。後見業務を行うにあたっては、対人援助の技術と、他者の自己決定を支えながら接するという意識を持つことが肝要である。
- 研修において、実務経験まで求める必要はない。

3. その他留意点

- 市民後見人に対する専門職のバックアップ体制の構築が必要であり、時間を要する。
- 市社会福祉協議会では、かけはしの事業で、生活支援員が支援を要する人と直接関わりを持っており、実情に則した支援が体制的にできており、それを発展させるべく、生活支援員に、後見に関する研修を行っている。
- 市社会福祉協議会が市民後見人を活用する仕組みにおいて担うべき役割は大きい。市と社会福祉協議会が両輪となり、そこに三士会も協力していく体制を作ることが大切である。

市民後見人養成に向けた当面の取組の方向性 (案)

論点の整理

- 市民後見人に対する専門職のバックアップ体制の構築が必要であり、時間を要する。しかしながら、市民後見人の養成は、その取組が本人を主体に考えるという社会福祉の理念の実現等にも資することとを踏まえれば、できることから取組を開始するべきではないか。
- 市社会福祉協議会では、既に、かけはしの事業において、生活支援員が支援を要する人と直接関わりを持って実情に則した支援を行う体制ができている。また、生活支援員の取組は、市民後見人の特長として整理した人間的な関わり・支援に通ずるものである。

この取組を発展させることで、将来の市民後見人の候補の増加につなげていけないか。

- 市民後見人を育成・活用する仕組づくりについては、市と社会福祉協議会が両輪となり、そこに三士会も協力していく体制を作ることが大切である。
新たな取組の実施と並行して、関係者が定期的に意見交換を行うことにより、裁判所が市民後見人等を選任するようにするための仕組づくりにつなげていくべきではないか。

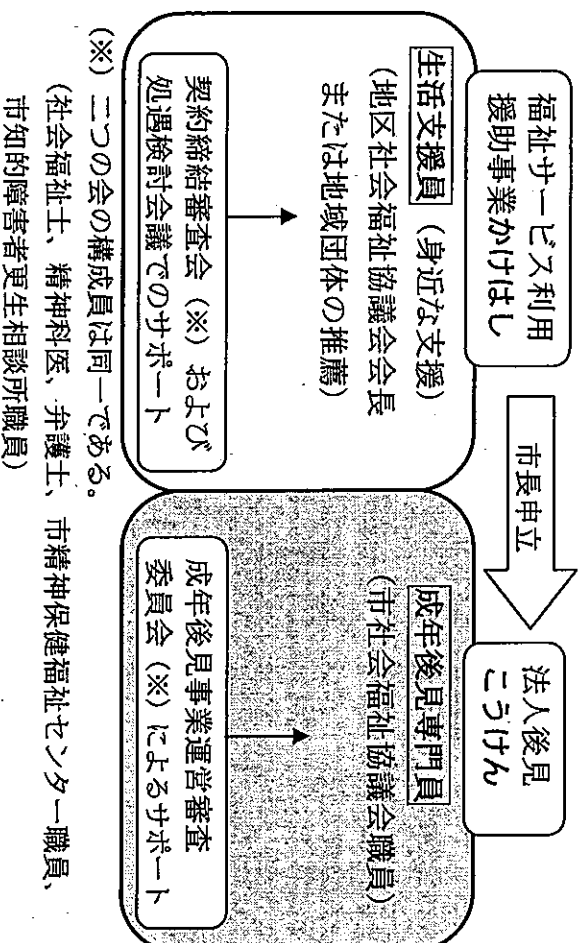
当面の取組の方向性 (案)*** 詳細は、別紙を参照**

- 市民を対象に、基礎的な成年後見制度等に関する研修を実施する。研修修了者のうち、希望者には、対象者の意向や地域の実情等を踏まえて、市社会福祉協議会の生活支援員を担っていただくこととしてはどうか。
- 生活支援員を対象に、実践的な成年後見制度等に関する研修を実施する。研修修了者のうち、希望者には、対象者の意向や地域の実情等を踏まえて、後見支援員(仮称)として市社会福祉協議会が行う法人後見の支援を行っていただくこととしてはどうか。(後見支援員(仮称)の経験を通じて、成年後見制度の実務経験を積んでいただく。)

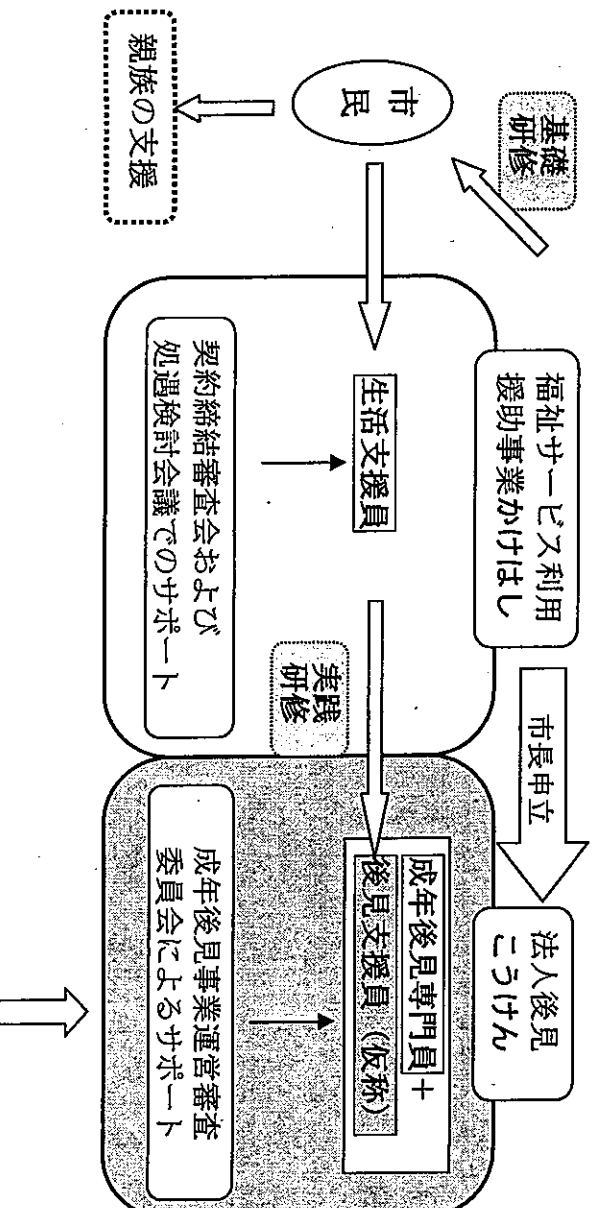
この実践研修については、現在、市社会福祉協議会で行う成年後見に関する研修を発展させたものにしてはどうか。

当面の取組の方向性 (案)

現 状



当面の取組の方向性 (案)



※ 市民後見人を育成・活用する仕組みづくりについては、市と社会福祉協議会が両輪となり、そこに三士会も協力していく体制を作ることが大切である。

※ 研修及び法人後見に係るサポートとしてどのようなものと考えられるか。

※ 当面の取組の実施と並行して、関係者が定期的に意見交換を行うことにより、裁判所が市民後見人等を選任するようにするための仕組みづくりにつなげていくべきではないか。

広島市社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業（かけはし）

1 事業内容

- (1) 判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者からの各種相談（一人では福祉サービス利用の手続きができない、金銭管理やお金の出し入れがむずかしい、通帳や証書の管理が困難、など）に応じるとともに、契約を交わして、日常的な金銭管理サービス等の具体的な支援を行う。
- (2) 契約は、区社会福祉協議会で行い、契約後は生活支援員による支援が中心となる。福祉サービス利用支援専門員（市社会福祉協議会職員）は、本人の希望をもとに適切な支援計画をつくり、契約までの支援を行う。
- (3) 生活支援員は、契約内容に基づき定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れ等を支援する。

2 生活支援員

- (1) 委嘱される人
 - ① 広島市に居住し、
 - ② 福祉に理解と熱意を有し、生活支援員になることを了解し、
 - ③ 居住地または活動拠点となる区社会福祉協議会から推薦を受けた人に、広島市社会福祉協議会が委嘱する。

（平成 26 年 1 月末現在 生活支援員 140 人）

(2) 生活支援員の業務

支援計画に定めた支援を定期的に行い、本人の生活状況、援助内容を含めた希望や困りごとなどを把握し、区社会福祉協議会に報告する。

(3) 研修

市内の全生活支援員を対象とする研修会や、各区の生活支援員を対象とした連絡会を開催し、情報交換や連絡、要望事項の確認にくわえて、支援時の対応や記録方法などの実務に関する研修を行っている。

3 利用実績（平成 26 年 1 月末現在）

(1) 支援内容

・福祉サービス利用支援	293 人
・日常的な金銭管理	283 人
・通帳等の預かり	253 人

(2) 訪問回数

・月 1 回	221 人（75%）
・月 2 回	49 人（17%）

(3) 支援者の状況

・生活支援員	182 人（62%）
・専門員	57 人（19%）
・区社会福祉協議会	12 人（4%）

広島市社会福祉協議会による法人後見（こうけん）

1 趣旨

福祉サービス利用援助事業（かけはし）の利用者の中には、判断能力の低下に伴い成年後見制度の利用が必要となる人が生じるが、こうした人が、地域で安心して生活していくためには、かけはしから成年後見制度へ途切れることなく支援していくことが必要であるため、市社会福祉協議会は、平成 23 年 10 月から、成年後見事業（法人後見。愛称「こうけん」）を開始した。

2 対象者

(1)～(4)の全てに該当する人。

- (1) 市内在住
- (2) かけはし事業の利用者
- (3) 市長が成年後見人等の選任の申立てを行った人
- (4) 他に後見人等の候補者がいない人

3 業務内容等

市社会福祉協議会福祉サービス利用援助センターに所属する成年後見専門員（1 名）が、成年被後見人を支援するため、次の業務を行う。

(1) 定期的な訪問等による見守り

定期的な訪問し、被後見人が抱える生活上の課題や、福祉サービスの利用状況、悪質商法等による財産侵害の有無など、後見業務を行う上で配慮すべき事項を把握する。

(2) 日常金銭管理

定期訪問時に生活費を本人に届けるとともに、福祉サービス利用料などの支払い等を行う（必要に応じて出納帳やレシートの管理をホームヘルパー等に依頼し、訪問時に確認する）。入院・入所している場合は、入所・入院先に必要経費を支払う。

※ 通帳等は市社会福祉協議内で保管・管理（個人での保管・管理は行わない）。

(3) 業務の記録等

定期的な訪問時に把握した被後見人の生活状況、被後見人への援助内容を記録し、今後の業務に役立てる。

4 実績

【法人後見 通算受任件数】（平成 26 年 1 月末現在）

区分	補助	保佐	後見	累計
件数	1 件	1 件	4 件	6 件
うち終了	1 件	0 件	0 件	1 件

（年度別件数：H23 年度 0 件、H24 年度 3 件、H25 年度 3 件）

広島市社会福祉協議会による生活支援員への研修（平成 25 年度研修会開催状況）

区分	日時・場所	講師・事例発表者等	参加者
第 1 回新任生活支援員研修会	6 月 11 日 (火) 13:30～16:00 市社会福祉センター	福祉サービス利用援助センター職員 * 意見交換	11 名
第 1 回生活支援員研修会	7 月 31 日 (水) 13:30～16:30 東区総合福祉センター	① 広島市手をつなぐ育成会 ひろしまあび隊 【内容】 「知的障害者疑似体験『あび王国』へようこそ」 ② 支援センター「あいる」 相談支援専門員 後藤 雅之 氏 【内容】 「広島地域の相談支援事業の現状について」 *グループ討議	70 名
第 2 回生活支援員研修会	10 月 7 日 (月) 13:30～16:30 西区地域福祉センター	社会福祉士 谷川 ひとみ氏による 「権利侵害について」 *グループ討議	61 名
第 3 回生活支援員研修会	12 月 10 日 (火) 10:00～12:00 県社会福祉会館	広島大学大学院社会科学研究科 藤田 誠 教授と、 あんしんサポートセンター かけはし職員による 「生活支援員活動からみた権利擁護について」	57 名
第 2 回新任生活支援員研修会	1 月 27 日 (月) 13:30～16:00 市社会福祉センター	福祉サービス利用援助センター職員 * 意見交換	8 名
生活支援員ステツ プアップ研修会 (第 4 回生活支援員 研修会)	3 月 11 日 (火) 13:30～15:30 市社会福祉センター	司法書士 原田洋幸氏による 「成年後見人等の役割について—後見事務を学び ましょう！—」	140 名 (対象)

※ 生活支援員研修会の対象は委嘱中の入

※ 新任研修会の対象は、新たに区社会福祉協議会から推薦予定の人と、第 1 回研修会では平成 24 年 5 月以降、第 2 回研修会では平成 25 年 6 月以降、新たに委嘱された生活支援員